支給申請期間

対象労働者の賃金規定等を改定した後6か月分の賃金を支給した日[就業規則等の規定により、時間外手当を実績 に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、6カ月分の時間外手当が支給される日 (時間外勤務の実績がなく、結果として 支給がない場合を含む)]の翌日から起算して2か月以内に管轄のハローワークまたは、静岡労働局に以下の書 類を提出してください。

※下記に記載されている提出資料と併せキャリアアップ助成金のご案内を確認してください。



提出資料 【様式第7号】キャリアアップ助成金支給申請書 原紙 【帳票種別:32850】支払方法・受取人住所届 (未提出・変更する場合に必要) 原紙 【共通要領様式第1号】支給要件確認申立書(キャリアアップ助成金) 3 原紙 【様式第7号(別添様式3】3賃金規定等改定コース 原紙 【様式第7号(別添様式3】継紙 必要時原細 6 【様式第1号(表紙・共通・計画)】キャリアアップ計画書(確認印を受けたもの) 写し 賃金規定等が規定されている労働協約または就業規則 写し ※常時10人未満の労働者を使用する事業主の場合、事業主と労働者代表の署名押印による申立書にて届出代用可 増額改定前の賃金規定等(※新たに賃金規定等を整備する場合は、増額改定前の賃金規定等は不要です) 8 写し 増額改定後の賃金規定等 写し П |対象労働者の増額改定前の雇用契約書など 写し 10 対象労働者の増額改定後の雇用契約書など 写し 対象労働者の増額改定前3か月分の賃金台帳等 偅 写し 者 (賃金規定等改定後の算定となる初日の前日から3か月前の日までの賃金分) 毎 対象労働者の増額改定後6か月分の賃金台帳等 に 13 写し. 網 (賃金規定等改定後の賃金の算定となる初日から6か月経過する日までの賃金分) & τ 対象労働者の増額改定前3か月分の出勤簿等(タイムカード等、出勤状況の確認できる書類) 写し 提 (賃金規定等改定後の賃金の算定となる前日から過去3か月分) 出 す 対象労働者の増額改定後6か月分の出勤簿等(タイムカード等、出勤状況の確認できる書類) 写し 15 П る (賃金規定等改定後の賃金の算定となる初日から6か月分) 中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる次のいずれかの書類 □a 企業全体の常時使用する労働者の数により、中小企業事業主に該当する場合 ⇒【様式第8号】事業所確認票 選択 16 写し. □b 企業の資本の額または出資の総額により、中小企業事業主に該当する場合 ⇒登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類など 生産性要件に係る支給申請の場合の添付書類 ・【共通要領様式第2号】 生産性要件算定シート 原紙 算定の根拠となる証拠書類 17 (証拠書 (損益計算書、総勘定元帳、確定申告書Bの青色申告決算書や収支内訳書など) 類は写し) ※原則公的に受理されていることが確認できるもの、税理士の確認済みであることがわかるもの、原本証明さ れているもの ※職務評価実施の場合 職務評価を実施したことが分かる書類および職務評価結果を賃金規定等の改定に活用したことが 分かる書類一式 ※職務評価加算を申請する場合は、職務の内容に基づいて決定する内容としてくださ 必要時 (1)職務評価を実施したことが分かる書類 □a 単純比較法により職務評価を実施した場合 (1) a ~ d ⇒①職務説明書(職務記述書)②単純比較法による職務評価の結果が確認できる書類 18 · 選択 □b 分類法により職務評価を実施した場合 写し ⇒①職務説明書(職務記述書)②分類法による職務評価の結果が確認できる書類 □c 要素比較法により職務評価を実施した場合 (2) 写1. ⇒要素比較法による職務評価の結果が確認できる書類 □d 要素別点数法により職務評価を実施した場合 ⇒要素別点数法による職務評価の結果が確認できる書類 (2) 職務評価結果を踏まえ賃金規定等を改定したことが分かる書類 個人番号(マイナンバー)が記載された書類の添付は有りません。

上記の書類の他に、別途労働局長が書類の提出を求める場合があります。